

# 令和4年度 印旛健康福祉センター運営協議会議事録(口述全文)

日 時 令和4年11月2日(水) 18:30~19:30

場 所 印旛合同庁舎 2F大会議室

出席者 委 員 18名

瀧田敏幸	岩井泰憲	林 幹人	小池正昭	伊藤昌弘
伊藤とし子	入江あき子	山本義一	高橋祐子	鈴木陽介
笠井喜久雄	小坂泰久	橋本 浩	田中茂雄	佐々木明代
角南勝介	大久保拓也	印宮昭夫		

代理出席 5名

成田市健康増進課長	門井正和
佐倉市健康推進部参事	細井 薫
八街市健康増進課長	小山田俊之
印西市健康増進課長	坂本郁子
富里市健康推進課長	藤田明美

随行者 1名

栄町健康介護課長	丸 彦衛
----------	------

事務局 15名

センター長	金井 要	副センター長	崎上信二
副センター長	野中麗子	副センター長	安部美香
成田支所長	山本浩史	総務課長	平山洋子
企画課長	川邊俊明	地域保健課長	加藤木好美
地域福祉課長	宮崎 洋	生活保護課長	五木田光太
疾病対策課長	藤木美恵子	生活衛生課長	奥田大介
検査課長	大谷理沙	食品機動監視課長	廣岡恵子
監査指導課長	慶児聡子		

## 議事録

### 1 開 会

#### 司 会

定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度「千葉県印旛健康福祉センター運営協議会」を開会いたします。

本日の進行を務めます印旛健康福祉センター総務課長の平山でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、御多忙中にもかかわらず、御出席をいただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

「次第」、「委員名簿」、「出席者名簿」、「座席表」、「資料1 印旛健康福祉センターの概要について」、「資料2 事前質問について」、「千葉県印旛健康福祉センター運営協議会運営要領」、「千葉県印旛健康福祉センター運営協議会傍聴要領」、そして先に御送付させていただき、本日御持参をお願いしておりました「令和3年度事業年報(暫定版)」でございます。

資料に不足等がある方はお申し出いただければと思います。

本日、出席の委員、センター職員につきましては、お手元に配布の出席者名簿及び座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

本日の委員の出席状況を御報告いたします。

本日は委員29名中、18名が御出席であり、委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、千葉県印旛健康福祉センター運営協議会運営要領第8条第2項により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

なお、当運営協議会につきましては公開とされておりますが、本日は傍聴者がいないことを御報告申し上げます。

開会に先立ちまして、印旛健康福祉センター長 金井 より御挨拶

を申し上げます。

## 2 センター長挨拶

### センター長

印旛健康福祉センター兼印旛保健所所長をしております金井 要と申します。

本日は御多忙の中、皆様の御協力をいただきまして、当センター運営協議会に御参加いただき大変ありがとうございます。

日頃より当センターの事業の推進に御尽力を賜り、特に今般コロナウィルスの感染がまん延期におきましては市役所、町役場の方々に応援いただくなど大変感謝しております。

さて、当運営協議会は、千葉県行政組織条例に基づき設置されております。本日は、令和3年度の事業年報を使っていただき、さらなる向上のために皆さまから御意見をいただくこととしております。

健康福祉センターは、地域保健法が定める保健所としての機能、また、社会福祉法が定める福祉事務所としての機能を有しております。このため複数の多様な事業での説明となると思います。

本日は、これらの事業についてご説明させていただきましていろいろな活発な御意見の中で今後の健康福祉センター、保健所の活動の輪を広げたいと思っております。

以上簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

### 司 会

続きまして、小坂会長から御挨拶をお願いいたします。

### 3 会長挨拶

小坂会長

会長を仰せつかっております酒々井町長の小坂でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から印旛管内の地域保健、地域福祉に多大な御尽力をいただいていることに対し、心より御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症のまん延も、既に3年目となっておりますが、年末に向け第8波の到来と、さらにはインフルエンザの流行も懸念されております。

このような中、公衆衛生、感染症対策の第一線を担う健康福祉センターの役割は極めて大きいものと考えております。

本日は、センター長から最近の事業運営に関する説明がありますので、皆様方におかれましては、「センターのより良い運営」という観点から、積極的に御議論をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

千葉県印旛健康福祉センター運営協議会運営要領第8条第1項により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、小坂会長、議事進行をよろしく願いいたします。

小坂会長、議長席へ移動

### 4 議事録署名人の選出

議 長

それでは、これより、会議を進めてまいりますので、御協力をお願い

いたします。

なお、本日、委員の代理として御出席の関係市の皆様は、オブザーバーとしての御対応とさせていただきますので、あらかじめ御承知の程、よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名人の選出ですが、議長一任でよろしいでしょうか。

### 異議なし

それでは、議長一任とさせていただきます。

会議議事録の署名人は、千葉県助産師会印旛地区部会長の佐々木委員、印旛保健所管内食品衛生協会長の印宮委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、印旛健康福祉センターの概要について、事務局から説明願います。

## 5 印旛健康福祉センターの概要等について

### センター長

それでは、私から、印旛保健所、印旛健康福祉センターの事業概要について令和3年度の内容を主に御説明させていただきます。

印旛地区ですけれども、千葉県のチーバくんの丁度、目の辺りで、7市2町を担当しております。人口は71万5千人、千葉県民の大体9人に1人がこの管内に住んでおります。広さは県の7分の1、かなり広いエリアを担当しております。

健康福祉センターですが、7市2町が基本ですけれども、生活保護に関しましては、栄町、酒々井町の2町4万人ほど、そして指導監査の業務に関しましては印旛管内だけでなく、香取、海匝の地域も担当し

ております。

そして管内に成田支所があります。成田支所は、成田市、富里市の2市を担当しております、大体18万人の人口を擁しております。

続いて組織についてご説明いたします。

保健所としての業務、福祉事務所としての業務があります。そのため、10の課がこのセンター内にあります。総務的な業務をする課、企画として医務・薬務、地域医療保健計画など担当している課、地域保健を担当し、母子成人老人保健等を担当している課、疾病対策として結核など感染症、また生活衛生として食品衛生、動物愛護、環境衛生など担当している課、そして食品監視、機動監視として食品衛生監視を担当している課、細菌検査、食品衛生検査などを担当している課があります。この保健所の中には検査室があります。そして福祉事務所的な機能として生活保護、そして地域保健、母子父子寡婦福祉事業、DV相談などを行っている課、監査指導課は先ほど申しましたように広域の担当をしております。

職員ですけれども、行政職として41名、技術職として56名の合計97名がおります。成田支所にはこのうち17名が常駐しております。技術職は多岐にわたっており、医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、栄養士など様々な職種にまたがっています。

続いて、結核・その他の感染症についてご説明します。

スライドの右肩にありますページは、令和3年度の事業年報のページ数に該当します。もし本文、または図表を確認したい場合は、そのページを御覧ください。

結核新規登録者は、平成15年からは18人程度でしたが、令和2年、

3年と非常に少ない数字となっております。これは、新型コロナが起きたためか、若干報告数が減っているようです。

県としては、8.7、そして国としては9.2という数字となっております。これは人口10万人あたりの数で、人口10万人あたり10を切ると低蔓延国というWHO分類となります。流行が非常に抑えられている地域ということになります。日本はそのステータスに突入しました。ちなみに千葉県の数値は8.7です。

千葉県は、結核対策プランを示しています。平成29年3月に設置されました。3つの柱、5つのポイントを示しています。3つの柱として、「患者の早期発見」、「感染拡大の防止」、「治療を完了させる」そして5つのポイントとして、「受診の遅れを低減させる」、「診断自体の遅れをなくす」、また「服薬指導を推進する」、「治療完了までの支援をする」、そして「感染した接触者の指導を徹底する」、ということで結核患者をますます減らそうとしております。

結核以外の届出データは1月から12月の1年になります。令和3年度でなく、感染症的には年でいきます。新型コロナウイルス感染症の1月から12月の合計は、12,383名となっております。3類感染症、4類感染症、5類または5類の定点観測等がありますが、ここで特筆すべきは4類感染症でデング熱やマラリヤなど海外からの輸入によると思われるものがあります。そして一番下になりますが、インフルエンザが令和3年度は、5名というすごく少ない人数でした。

令和元年度が11,460名という定点観測でもこれだけ見つかったのに、令和3年度においては少なかったのは、新型コロナウイルス感染症の対応で3密を避ける、マスクを着用する等の呼吸器感染症の対応がすごく役に立ったと思われます。

感染防護服の着用です。

保健所としては、非常に日本に珍しい病気が来た場合、SARSとかMARSとか、そのような病気が来たときのことを考えて感染防護服の着脱訓練を行っています。

これは管内の市町職員、消防職員と合同で行っております。左上の写真は顔が隠れておりますけれども、マスクの着用というのが一番大切です。普段我々が使っているのはサージカルマスクという外科用のマスクで、N95というマスクがあります。そのマスクを使う場合は隙間を無くすということが大切で、そのフィットテスト等も同時に行っております。

患者搬送訓練も行っています。令和3年度も実施し、また、本年度も春に行いました。

続いて食品衛生に係る部分です。

食品衛生は、食品営業の許可を管内で8,246件出しています。主に飲食店、菓子製造業です。また、食品の監視件数としては、1,700件程、主に飲食店、菓子製造業等となっています。食中毒は1件発生しました。原因食品は、給食施設の料理で、集団給食施設での発生です。カンピロバクター14名です。食品に関しては、一般の方からお電話または、文書、手紙等で苦情等が来ることがあります。苦情自体は、異物が混入していたとか、施設が衛生的でない、とかということです。

食中毒の防止のために、管内としては夏の食品安全推進月間、これは厚生労働省が指定している4月の中旬から8月の中旬、また、千葉県独自に食中毒予防強化月間ということで8月1日から8月の終わりまで、それと同時に食中毒が起こるのを予防するために、ちょうど暖かくなった時期、または残暑が残るような時期を指定し、



食中毒注意報、食中毒警報等を出しています。例年ですと衛生教育実習して一般の消費者の方も対象としていますが、令和3年度は3密を避ける、人が集まる機会を減らすということで、実施されておられません。食品事業者に関しては、7回実施し286名が参加しています。

続きまして動物愛護関係です。

管内で1年間に41回の咬傷事故、いわゆる犬が咬んだとかいう事例があります。

そのことに関して、犬、猫、その他の動物に関して指導助言を行ったのが、年間に628件、苦情等も受けております。指導の内容としては、リードを付けてください、逃げないような指導をしていただくことと、犬、猫等の飼い方に関するものとなります。

苦情は、400件以上受けております。主なものは飼育環境による汚物や、異臭が近所に広がっている、住居や庭へ進入していた等になっています。第一種動物業、特定動物飼育等、第一種は有償無償を問わず事業として動物を飼っているもので、成田、富里辺りは動物の飼育をしている業者がかなりあるようで、大きな数となっております。また、第一種動物業の中にはショッピングモール等で犬を展示しているような施設も入ります。

令和3年度は、新聞記事等にもなりましたが、多頭飼育の事例に対応しました。これは平成27年頃から一般のご家庭で小型犬を多数飼っていて不妊等が行われておらず、犬がどんどん増えてきたということで、ご近所からの苦情、また、何度もこちらからも指導をしましたがけれども適切に対応していただけませんでした。

このため、令和3年度は関係機関と協力して対応し、また佐倉警察署が家宅捜査を行った際に同行し、犬の管理状況の確認、及び

多数いる犬のうち221頭中198頭を保護しました。現在もフォロー中  
です。198頭の犬に関しましては千葉県の動物愛護センターで登録  
してある団体等と協力して2週間ほどで引き取り手が見つかりまし  
た。

続きまして環境衛生です。

管内にあります理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行  
場等2,096施設あります。そのうち101施設の監視を行っております。

また、遊用プールも60件ほどあり8件の監視を行っております。  
こちらも一般の方から、苦情、相談等がきます。相談としては、  
理容所の営業状況、または業務の中身についてのものだったり  
します。

続いて地域保健課の主要事業に入ります。

そのうちの1つが精神保健福祉の事業になります。

精神保健福祉事業は、相談、援助を行う部分、また、精神保健福祉  
法に基づいて通報を受け、診察や入院を指導するもの、市町村等と  
連携するもの、また精神保健の対象者の自立を支援する部分など  
あります。精神保健関係のNPO組織とも連携して活動支援もして  
おります。こころの健康づくりや精神障害の正しい理解の普及等  
にも努めております。

上から2つめの精神保健福祉法に基づく通報、診察、入院ですが、  
措置という言葉をよく使います。それは、自傷、他傷の疑いのおそ  
れのある精神疾患の方、自殺するような行為をするとか、あばれて  
周りの方が怪我をするおそれがあるとか、警察から連絡を受けるこ  
とが多いのですが、そういう場合保健所が調査を行い、精神保健

指定医2名の方による診察をして、結果、「措置入院」、しばらく入院する必要があるということであれば入院してもらうという判断になります。

入院医療機関への搬送等も実施しております。この件数は、令和2年度、3年度ともすごく数値は少ないです。基本的に外出する機会が少なかったせいかと思われます。ここで、46件となっておりますのが警察からの通報です。警察からの通報は、調査を行い警察署で診察をすることもあります。赤の部分は警察以外のところからの通報で、検察官や少年院とかいろいろな機関からの通報です。両方合わせて令和3年度は82件です。県内では、松戸、習志野に続いて3番目に多い件数です。例でみますと、赤で30件くらいで警察以外の通報が小さいのですが、青の警察官通報は減っております。

右のグラフですが、診察件数と入院件数の推移です。濃い青色が診察件数で、薄い青色が入院件数となっております。通報を受けた82件のうち55件の診察を実施しており、52件が措置入院となっております。

この印旛管内の特徴として、成田空港があるということです。成田空港警察署からも自傷、他傷の疑いのある方が空港の中で普通でない騒ぎ方をしている等の通報があり、センターで対応しております。令和3年度は11件の通報があり、そのうち日本人が7名、外国人が4名となっています。外国人の方の場合、コミュニケーションをとることに苦労する場合があります。その場合は通訳の手配等、時間がかかる場合があります。

続いて難病、慢性特定疾患等についてです。

難病対策事業としまして、昭和48年に始まりました。これは、もともとはスモンの調査研究、医療費の助成が始まりでした。

平成26年には56疾病、そしてだんだん疾病数が増えてきて、現在は338疾病を対象としております。

難病対策事業は、非常に事務が多いです。すべての対象者の資格更新を毎年行っています。公平かつ安定的な制度を維持して基本的な方針を守り、また医療の状況等について、そして療養環境の整備について協力するということで行っております。

大体4,000件から5,000件の対象者が管内であります。疾病としては、338あると申しましたが、多いのは、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデスという病気です。

大人の場合は特定疾患ですが、子供には小児特定慢性疾病医療費助成制度事業があります。小児の疾患、728疾病を対象としていて、小児ですので18歳未満の方、また18歳未満の方でも延長することがありまして、20歳までは対象となることがあります。

令和3年度の受給件数は588件で、大体横ばいとなっています。多い疾患は、内分泌疾患、慢性心疾患、悪性新生物いわゆるがんです。この3疾患を合わせて588件のうち267件を占めています。大体45パーセントがこの3疾患で占められています。難病と同様毎年更新しています。

更新の手続きですが、令和元年度は例年通り更新しまして、令和2年度は、厚生労働省より新型コロナの状況を鑑みて1年手続きをしなくともよいという状況となりました。令和3年度は、基本、文書を郵送で受け付けることとなります。令和4年度も同じように申請者の文書を受け取っております。

慢性疾患、小児慢性疾患等を合計しますと、大体6,000件(5,800件)ほどになりまして、これは管内71万の人口の0.8%が対象となっております。

少し話題が変わりますが、薬物乱用防止についてです。

薬物乱用、麻薬、覚醒剤等の防止に関しては、千葉県内では、薬物乱用防止指導員が指定されております。印旛地区では52名が指定されており、この地区内の連絡協議会等がもたれております。

主な活動としては、街頭キャンペーンを夏と冬に行っています。また、乱用防止の教室を開く、そして各地の集会等で啓発活動等を行っています。ただ、令和3年度は人が集まる場所を避けるということで、街頭キャンペーンは中止となりました。佐倉、成田の駅等やショッピングモールなどで行われることが多いです。薬物乱用の防止教室に関しては、令和3年度は小学校、中学校合わせて、13校で実施されています。

続いて生活保護です。

生活保護は、酒々井町、栄町の2町、約4万人の人口の中で326人が受けております。世帯数、被保護人数等は若干増えているような気もしますが、ほぼ横ばいです。今の保護している世帯のうち単身の高齢者、65歳以上が多く、55%程を占めています。

生活保護の位置づけですが、この管内は先ほど申しました0.8%程、日本全国では大阪、北海道、沖縄の保護率が高く、千葉県は全国19位となっております。

そのほかの福祉事業としては、いろいろな手段で福祉を充実させています。母子父子寡婦福祉資金として、母子父子寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長のため、児童の福祉向上を図ることを目的として資金の貸付を行っています。令和3年度は2件ありました。

配偶者暴力相談支援事業、配偶者からの暴力に悩んでいる方の

相談を電話、手紙、対面等で受けて、それに助言、必要な情報提供を行っております。機能としての配偶者暴力相談支援センターとして避難後の支援、保護命令申立ての支援、一時保護の援助等を行っています。

同時に配偶者暴力を避けるための広報活動を運転免許センター、病院等で名刺大のカードを配布するなど普及も行っております。印旛健康福祉センターのDV相談ですが、上段が電話による相談、下段が来所での相談となっております。令和2年度、令和3年度が、若干数が増えております。これはコロナの影響で在宅勤務が増えたせいだと言われていて、普段勤務に行っているパートナーが在宅しているストレスによるものではないかという推測がなされています。

#### 新型コロナウイルス感染症

これが今回話すうちの大体最後の話題ですが、いくつか表を示します。数字ではなく、グラフの雰囲気を見ていただければと思います。

これは、第5波、第6波、第7波の様子です。上段のピンク色が東京都、下段が千葉県です。第5波が去年の夏頃、第6波が今年の1月頃、現在は第7波の落ちてきた段階にあります強調したいのは、第5波のピークよりもはるかに大きかった第6波、さらに大きい第7波です。ただ患者数の伸びイコール患者の重症度とは大分異なっており、第5波、去年の時の患者の状況と、今の患者の状況はだいぶ違います。

本当に重症患者が多かったと思われたのは、第3波で去年の正月頃です。コロナの患者というと重症の肺炎を起こす方が多くて、医療機関が満杯になり、それがだんだん負荷が強くなって

保健所の求められるものが増えてきたというのが現状です。第5波、第6波、第7波。第5波の頃に「緊急事態宣言」、そして「まん延防止」が今年の1月から3月頃、今年の夏には「BA5の対策強化」等が行われました。

千葉県では10月10日までに971,000人の方が感染して、2,625名の尊い命が失われました。大体600万人の千葉県で、100万人くらいの累計患者がおりますので、6人に1人はもう感染した感です。ご自身かもしれないしご家族かもしれない、少なくとも知り合いの誰かは感染したというのが今は普通になってきて、病気に対する受け取り方がすごく変わってきていると思います。

これが、印旛保健所の毎月の新型コロナ感染者の様子です。感染症の統計では、1月から12月が基本で、事業年報の数値は12,383人ですが、年報の期間を4月から翌年の3月でとると42,359となります。今年のピークの数が入るとだいぶ乖離があると思います。

保健所業務は、去年から今年にかけてすごくコロナ対応のために事業を一部中断また、いろいろな方の応援を得て対応を行いました。具体的に言いますと、県の他部局職員や各市、町の職員の方に来ていただいて一緒に患者調査等をしたり、こちらには派遣されないが地元で物を運ぶことを手伝っていただいたり、パルスオキシメーターとか、生活必需物資を運んでいただいたり、また、患者調査所在確認等で居住の状況を確認してくれたり、保健所として非常に感謝しております。同時に、保健所だけのスタッフでは回らないので、県庁のスタッフにも多数来ていただき活動しました。冒頭に県保健所職員は97名と申しましたが、忙しい時期には、ほぼ同等の人が応援職員として来ていただいており、患者への最初の電話、また患者へのフォローアップの電話、情報の入力作業等に

従事していただきました。

1人の人が入院すると作成する関連文書が多数あります。その文書を作成するうえでも事務方の職員がいると大変助かりますし、医療だけのセンスでない方々にも応援をいただいたことに感謝しております。

派遣会社からは保健師、看護師などの資格がある人にも協力していただきました。今は少し下火になってきたので一息ついているような感じですが、これからまだ様子がわからないので緊張感は残っております。

ここでは示しておりませんが、海匝、香取、印旛の監査指導に関しては2,700程の社会福祉施設等が対象となります。うち900程がありまして、令和3年度におきましては、そのうちの一部を書面審査で行っております。今年も今から巻き返していったって、できるだけ対面で審査を行いたいと思っておりますが、一部書面審査になる可能性もあります。

ご説明は大体以上です。

一旦議長に戻しまして、その後いただいている事前質問にお答えしたいと思います。

## 6 質疑応答

議 長

それでは質疑に入りますが、事前にお受けしている質問がありますので、事務局から回答願います。



センター長

2人の委員から質問を受けております。

健康福祉センターの業務に興味を持っていただき、また貴重な質問をいただきましてありがとうございます。

質問はお手元にありますので、それをご覧いただければと存じます。順番に回答していきます。

「保健所の研修や研究会」についてですが、事業年報の36ページから38ページになります。事業年報を御覧ください。

37ページの右下のところが管内関係の研究会、研修等ですが、令和3年度は6月、8月、10月、11月等予定されていましたが、去年の8月の時期はコロナの第5波にあたりまして研修を中止いたしました。

また、今年の2月は丁度第6波が盛んな時期でしたが、ZOOMで行うWEBの研修ということで、30名ほどの方に御参加いただいております。

次の38ページ左肩の方にイ、ウ、エと書いてありますが、この中のエですけれども、事業年報のエの部分は、管内の現任教育の新任期研修で、これは令和3年度、合同講義を中止したりしておりますが、令和4年度は、2月頃に実施予定としております。そして、エの中堅期の研修ですが、これも令和3年度は中止になっておりますけれども、令和4年度は来月(12月)、検討のための会議を開きまして今回のコロナへの対応、また、コロナへの対応をしたうえで、本当にやらなければならないことは何なのか等も考えた会議をもって、令和5年度早々に実施をしようと思っております。

この中でウの保健所保健師ブロック研修会というものがあります。ブロック研修会というのは、県の保健所のうち、香取、海匝、山武、印旛の4保健所が保健所職員の研修のために行っているもので、

各保健所の持ち回りで行っております。

令和2年度がコロナのために実施できず、令和3年度は、計画はしていたのですが、やはり開催時期が第6波の時期にあたってしまい開催できませんでした。今回、印旛が担当しております。今、企画中です。

続いて「今後の新興感染症、自然災害等での対応について」ということで、「保健所に計画的に保健師を増員する必要があり、印旛保健所管内エリアでの適正数はどの程度と考えているか」、とのことで、非常にありがたいご意見だと思います。ただ、先ほど説明しましたように、こういう非常事態になりますと、医療従事者だけでなく、医療従事者以外の力も集約して活動するところとなります。保健師の数だけの増員でなくて、適正数はいくらなのかということに関しては、健康福祉センターとして人事担当者調整しているところで、具体的に何人というところは申せません。

そして、2人目の伊藤とし子委員からの御質問が、3つあります。そのうちの大きな1つ目がコロナ禍における保健所職員の時間外勤務について、「保健所職員の時間外勤務が大きな問題となっている。印旛福祉センターは、令和3年度、県の時間外勤務ファースト10の中に1人あたり983時間、897時間、858時間と3名が入っていた。令和2年度、3年度において長期療養となった職員は何人か」、ということで、お休みされた職員がどれくらいいるのか、すごくありがたい質問です。こういう事態になりますと本当に基幹となるスタッフに負担が大きく、一生懸命頑張っていて体調面やメンタル、また残業が増えることは確かにあります。

令和2年度長期療養の者は2名で、その2名に関しましては令和2年

度内に復帰しました。令和3年度にしましては、長期療養の者は5名おります。で、令和3年度内に1名復帰、4年度には3名復帰、但し1名は育児休業でコロナとは関係ない者です。令和4年度にしましては4名おりまして、3名が復帰しました。今、1名の復帰を待っているところです。

続きまして、今年度の状況について、「月80時間を超えた職員は何人か」、という御質問です。

令和4年1月から10月の中で時間外労働が80時間を超えた職員は、第6波、7波は依然のコロナのまん延時と比べると業務がうまく回っているようで、1人が4月に、もう1人が8月におりました。時間外としては85時間、102時間で、先ほどの数字よりは少なめになっております。先ほどの数字は長期に渡るので1か月の数字とはちょっと違います。

そして、「今年度、職員の増員がされたが、第7波では改善が見られたか。」、とのことで、

職員の増員がされて、健康福祉センターとしてはすごくありがたいので戦力として非常に活用しております。ただ、コロナの流行の時は本当に多数の方が働いていて、今は静かですけれども、忙しいときにはそこら辺の廊下に机を出してみんなが大声で電話をかけているような雰囲気、100名弱の応援が来ているときもあり、今はなんとか乗り切ったなあという感じを受けております。

改善ということになりますか、時間外がどれくらいあったかということで、コロナの業務に関わった人、この人たちの比較として、第5波、去年の7月、8月あたりのピークの時、今年の第7波のピークの時、7月、8月の月の平均の1人あたりを見ますと、本所では昨年の時間外勤務

が69時間であったのが、今年のピークの時には54時間と15時間ほど減っております。また、成田支所は同様の時期についての数を見ますと、64時間だったものが、30時間弱に減っております。35時間ほどの時間外が減っております。

先ほど見ていただいた、ピークの患者数は、まるで違うんですけども、病気の重さ、また、どういうふうに対象者を絞るかということが厚生労働省、また県庁等すごく変わってきており、第3波のときは、感染者全員に電話をかけて、全員に毎日電話をして、健康状態を確認して、10日間位ずっとやっていました。ものすごい人海戦術を行っておりました。

第4波の頃、去年の5月頃にワクチンが打たれ始めてから、第5波の夏頃は、流行のピークが大幅に減少したことと、患者の重症度が変わってきました。今年の1月の第6波のときには、オミクロン株というまったくタイプの違うウィルスで、病気の質も違うのか、重症者は少なかったように感じます。第7波のときは、対象とする患者も絞り、軽症の方は自分の携帯で登録して健康状態を伝えてもらえばいいということで、人海戦術のやり方が変わっています。

生活保護についてですが、

「令和元年度から令和3年度に関して横ばい状況であるが、コロナの影響もあり令和4年度においてはどのような状況下か。」

もう一つ別の質問となりますが、「扶養照会について、厚生労働省の事務連絡には扶養連絡の事項が期待できると判断されるものに対して行うとあるが、実施状況について問う。生活保護のしおりに何と記載されているか。」

ということで前半ですが、申請件数は、去年の上半期は25件、今年の上半期は19件と申請件数は6件程減となりました。

また、被保護世帯、保護人数に関しては3月末、9月末は268世帯で世帯数は変わらず、被保護人数は1人減少しています。

扶養照会についてですが、「生活保護のしおり」という冊子があります。この中で生活保護を受ける場合の注意書きとして、能力の活用、資産の活用、扶養義務者の支援、援助、他の制度の活用ということが明記されています。

扶養義務者の支援援助に関しましては、親や子ども、兄弟、姉妹からの援助(精神的な支援を含む)が受けられる場合は受けてください。(扶養義務者の調査はその関係性に行わないこともあります。)と明記しています。

令和3年度に関しましては、扶養照会は扶養義務者の178名のうち、97名の方に扶養照会を実施していません。扶養が適当でない、または期待できないということもあります。また、生活保護を受給する方の中には、DV等の関係で生活保護を受給する人もおり、その場合は適切でないという判断も働いております。

生活保護の関係の98ページですが、住居確保給付金というものがありまして、これで住居確保給付金では、43世帯が給付を受けております。その中で「無料低額宿泊所の利用者が何人いるか」という御質問です。

これに関しましては、利用者はおりませんでした。

成田支所の感染症検査の状況についてです。

180、181ページのところの検査項目が、並んでおります。その中に数件ずつある検査が令和3年度にゼロになっているということをご指摘いただいております。

そのゼロになっている理由は何かということなんですが、成田

支所においても新型コロナウイルスの対策に働いておりまして、支所においても廊下に人が溢れんばかりの状況で運転手を始め派遣されてきた職員が各部屋に散らばって業務を行っております。基本、来所して検査を行うことができなかった状況です。

もともとは平日の開所時間に相談は受入れていましたが、コロナの流行によりまして匿名検査を中止したということです。エイズ検査自体も匿名で受けられる予約制となっておりますが、毎月の第4月曜日に行っていましたけれども、匿名性が守れないほど周りに人がいる状況で、もっと言えば人練りがつかなかったということです。

やはり希望される方については、無料検査が実施できる機関として県が委託契約を行っているちば県民保健予防財団で検査してくださいということで御案内しています。

「性感染症、肝炎等も令和3年度はゼロ」ということで、やはりご指摘されております。これもやはり検査ができない体制であるということと、性感染症につきましては、エイズの匿名検査に来た方に一緒に検査されたらどうですかということが多く、やはり来訪者がいないということが検査のゼロに繋がっております。

最後に「特に梅毒の患者が増えている」ということですが、梅毒の検査についてきましては令和元年度3件、令和2年度5件、令和3年度10件ということで市中病院からの届出がありました。1年で5件から10件に変わったという状況です。

ご指摘のように無料で、匿名で行われる検査は求められていることでもありますので、我々としても早期に戻せるようにしたいと思います。しかしながら、コロナの体制が済んでオフィスの職員の人数が減って採血や待機する場所が確保できてからと考えております。

事前質問については以上です。

議 長

ただいまの説明に関しまして、何か御質問又はご意見はございますか。

入江委員

入江と申します。所長様に事前質問1と2に丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

また、この間にコロナで大変な現場の陣頭指揮をとってこられたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

質問の趣旨といたしましては、コロナという不測の事態ではありますが、正規の保健師さん、そういった専門職の方を中長期的にきちんと採用して専門性を高めていくことが大切ではないかなというような視点で質問をさせていただきました。

研修につきましてもフォローアップされているということがわかりました。ただ、御承知のように千葉県保健師数が全国で7番目に少ないというようなこともありますので、そういったところを人事担当の方と調整とおっしゃいましたけれども、現場の方の感覚でこれくらい必要なんだよというようなことをもっと強く言っていただけるといいのかなと受け止めました。ありがとうございます。

議 長

それでは所長さん、答えをお願いします。

所 長

ありがとうございます。ご指摘のように普段の状態と、いざという

ときの状態とはギャップがありますので、人員の増員については  
担当者と相談させていただきます。

ありがとうございました。

議 長

ほかに御質問等がございますか。

伊藤委員

伊藤とし子委員

ありがとうございました。

たくさん質問をしました。ご丁寧に御回答くださりましてありがとう  
ございました。

最後の性感染症について、対面も匿名性も担保できないという  
現状はわかるんですけども、相談ができない、まん延するという  
状況が心配されるということもあると思いますので、大変だとは  
思いますけれどもそのところのお取組みをお願いしたいと思  
います。要望で終わらせていただきます。

議 長

要望ということでよろしいですか。

所 長

ありがとうございます。

ご指摘のように本来の体制に戻れるように努力したいと思  
います。ありがとうございました。私から成田日赤の先生に発生が増えてい  
るかどうかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。



角南委員

感染症が増えているか。増えているという実感は、当院からの届出がポツポツあるので、増えているんだなあとはもちろん思っていますけれども、どういう原因で増えているのか、コロナのために生活の仕方が変わったのか、ひそかに集団で集まるようなことが多くなったのかかもしれませんが、理由はよくはわかりません。

また保健師さんの数が少ないというご指摘があって政令市の保健所では、たくさんの保健師さんがいて、県の管轄では少ないということが指摘されているように思いますので、何か努力をさせていただいた方がよいのではないかと思いました。

議 長

ありがとうございます。

所 長

突然、御質問いたしまして失礼しました。

感染症の状況についてご教示いただきありがとうございました。

また、保健師が必要だということについて貴重な御意見をいただきありがとうございました。

議 長

ほかに御質問がある方は挙手をお願いします。

な し

議 長

ないということよろしいですか。

議 長

ないようでしたら、以上で質疑を終了いたします。

## 7 その他

議 長

次に「その他」ですが、何かございますか。

な し

事務局からの伝達事項等ありますか。

事務局(司会)

特にございません。

議 長

無いようですので、本日の審議を終了し、進行を司会にお返しします。

会議の円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

## 8 閉 会

司 会

小坂会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、後日、議事録署名人に御確認いただいた後、委員の皆様を送付させていただきます。

以上をもちまして、令和4年度千葉県印旛健康福祉センター運営協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

19:30 閉会